

姫路市指定管理者制度導入基本方針

平成16年(2004年)12月

姫 路 市

目 次

1	指定管理者制度の概要	P 1
(1)	導入の経緯	P 1
(2)	指定管理者制度と管理委託制度との相違	P 2
(3)	制度の枠組み	P 2
	(参考) 公の施設	P 3
2	指定管理者制度の導入の考え方	P 4
(1)	既管理委託施設等	P 4
(2)	新規開設施設	P 5
(3)	直営施設	P 5
3	指定期間	P 5
4	利用料金制度	P 5
5	条例の制定	P 5
6	個人情報保護	P 6
7	指定管理者の募集方法	P 6
(1)	公募の実施	P 6
(2)	申請者の資格	P 6
(3)	申請関係書類の提出及び受理	P 6
(4)	公募によらない場合の措置	P 7
8	指定管理者選定委員会の設置	P 7
(1)	設置	P 7
(2)	所掌事務	P 7
(3)	組織	P 7
(4)	選定基準等	P 7
(5)	選定結果の通知	P 7
(6)	選定委員会の会議の非公開	P 8
9	指定管理者との協定の締結	P 8
10	指定管理者制度運用委員会の設置	P 8
(1)	設置	P 8
(2)	所掌事務	P 8
(3)	組織	P 8
(資料)		
	地方自治法(抜粋)	P 9
	指定管理者制度導入の手順	P 10

1 指定管理者制度の概要

(1) 導入の経緯

公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して平等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、その適正な管理運営を確保することが必要である。そのため、公の施設の管理運営受託者は、従来、その受託主体の公益性に着目し、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に委託先が限定されていた。

しかし、近年では、公的主体以外でもサービス提供能力が認められる民間事業者が増加してきたこと、また、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応する必要があることから、民間事業者の有するノウハウを活用した方が有効であると考えられてくるようになってきた。

こうした考え方に基づいて、公の施設の適正な管理運営の確保のため、受託主体の公共性に着目してきた従来の考え方を転換し、その適正な管理を確保しつつ、住民のサービスの質の向上にも寄与する目的をもった「指定管理者制度」が創設された。

平成15年6月13日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、同年9月2日から施行された。この中で、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度の導入が図られた。これを受け、今後新規に管理運営を委託する公の施設はこの制度によることになり、また現在、管理運営委託を行っている公の施設は、経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入することが必要となっている。

(2) 指定管理者制度と管理委託制度との相違

指定管理者制度と管理委託制度の相違は下の対比表のとおりである。

【指定管理者制度・管理委託制度対比表】

	指定管理者制度	管理委託制度
受託主体	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要でない）、民間事業者も可能	・地方公共団体の出資法人（一定条件あり） ・公共団体 ・公共的団体
法的性格	「指定」（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの 「管理の代行」	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託 「公法上の契約関係」
公の施設の管理権限	指定管理者が有する。 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。	設置者たる地方公共団体が有する。
ア 施設の使用許可	条例の定めるところにより、指定管理者が行うことができる。	受託者はできない。
イ 基本的な利用条件の設定	「管理の基準」として条例で定めることを要し、指定管理者はできない。	受託者はできない。
ウ 不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	指定管理者はできない。	受託者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
利用者に損害を与えた場合（管理運営上）	地方公共団体に責任が生じる。	地方公共団体に責任が生じる。
利用料金制度	採ることができる。	採ることができる。

(3) 制度の枠組み

条例の制定・改正

指定管理者制度を導入するに当たって条例に次の事項を定める必要がある。

- ア 指定の手續（申請、選定基準、事業計画の提出等）
- イ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- ウ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）

指定管理者の募集及び選定

指定管理者の募集を行い、申請のあった団体の中から、指定管理者の候補者を選定する。

指定管理者の指定

指定管理者の指定の議決後、指定を行う。

指定管理者による管理

指定管理者となる団体との間で協定を締結したうえで、指定管理者による公の施設の管理を開始する。

事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を提出する。

適正な管理を監督

指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に、当該管理業務又は経理の状況に関する報告書を求め、定期及び随時に実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

指定の取り消し及び業務の停止

指定管理者が の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(参考) 公の施設

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」であり「その設置及び管理に関する事項」は条例で定めなければならないとされている。指定管理者制度の適用については、「公の施設」に限定されるため、「公の施設」に該当しないものについては、制度の導入対象とならない。

【公の施設の要件】

要件		補足
設置主体	市が設けるものであること（財産区を含む。）。	姫路市以外の公共団体が設置するもの（姫路城・姫路地域職業訓練センターなど）は市の公の施設ではない。
目的	住民の福祉を増進	財政上の必要で設けられる施設（競馬場など）等は公の施設ではない。
	住民利用	本来的機能が住民の利用を予定しない施設（庁舎・環境衛生研究所など）は公の施設ではない。
利用主体	姫路市の住民	姫路市に住所を有する者を主たる利用対象者とししないもの（観光案内所など）は公の施設ではない。
外形	施設であること。	公の施設とは物的施設を中心とする概念。人的施設（助産師・巡回講師など）は公の施設ではない。

2 指定管理者制度の導入の考え方

本市の「公の施設」の管理については、「公の施設の設置目的が効果的、効率的に達成できること」を主眼に、制度導入に向けて調整業務を先行させるなど制度の円滑な導入を図るため、当面、外郭団体等への管理委託実績のある施設等を先行させて導入の検討を行うなど段階的な移行を図るものとする。

また、指定管理者の選定に当たっては、施設の性格、設置目的、また政策的な見地、業務の特殊性や専門性、地域活動の活性化などの観点から、従前の施設管理者を引き続き指定管理者として選定することの必要性も考慮して、段階的に公募対象を広げていくこととする。

この導入の考え方によっては、制度の定着と充実を図るため、継続的に検証を行い、必要に応じ見直していくこととする。

(1) 既管理委託施設等

公の施設の管理運営のあり方を見直し、指定管理者制度への移行を検証し、指定管理者制度へ移行する施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を遅くとも平成17年度末までに終え、平成18年4月からは指定管理者制度に移行する。

また、導入に当たっては、原則公募であるが、当面、次の区分により指定管理者を選定する。

公募により指定管理者を選定する施設

既管理委託施設等のうち、民間企業・NPO等（以下「民間事業者」という。）のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が大きく期待できる施設については、公募により指定管理者を選定する。

市の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設

既管理委託施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の実績、外郭団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設又は指定管理者を特定することが必要な施設については、以下の区分により、従来の受託者を指定管理者として選定する。

ア 外郭団体等受託施設

現在、市の外郭団体等が受託している施設のうち、 以外の施設

イ 地域密着型施設

地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営を受託している施設など

ウ 小規模施設

管理委託費が比較的少額の小規模施設

(2) 新規開設施設

新規に開設する公の施設のうち、民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が期待できる施設については、原則公募により指定管理者の選定を行い、開設時から指定管理者による管理運営を行うこととする。

なお、地域密着型施設でその管理を地域の団体に特定する合理的な理由がある場合や、PFI事業においてPFI事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき団体が特定される場合や、業務の特殊性等によりその施設の適正な管理運営ができる団体の公募が困難であると認められる場合は非公募により指定管理者を選定する。

(3) 直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている施設のうち、民間事業者のノウハウの導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が期待できる施設については、諸準備を進め、移行の要件が整ったものから段階的に指定管理者制度の導入を図ることとする。制度の導入に当たっては、原則公募により指定管理者の選定を行うこととする。当面は、業務委託の拡大を先行させる。

3 指定期間

指定管理者の指定の期間は、新規に指定する場合は3年、現に指定している団体を引き続き指定する場合は4年とする。ただし、施設によって合理的な理由がある場合は、別途定めることができる。

- ・新規（1回目の指定） 3年
- ・継続（2回目以降の指定） 4年

4 利用料金制度

指定管理者制度導入に際し、併せて利用料金制度を導入することにより、自立的経営が図られる施設（市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設）、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度の積極的な導入を図ることとする。

5 条例の制定

条例化に当たっては、指定の手続、管理の基準及び業務の具体的範囲等について、条例で規定する。これら条例で規定すべき事項については、具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、それぞれの公の施設の条例において規定する。

【条例で定めるべき事項】

- ・ **指定の手続**
申請の方法、選定基準等
- ・ **指定管理者が行う管理の基準**
住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な事項、公の施設の管理上必要不可欠な業務運営の基本的事項
- ・ **指定管理者が行う業務の範囲**
施設ごとにそれぞれの施設に対応した管理運営業務

6 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、それぞれの公の施設の条例で明文化するとともに、姫路市個人情報保護条例中に指定管理者に関する規定を設けるものとする。

7 指定管理者の募集方法

指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができることとする。

また、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管部局において、各施設ごとに作成する。

(1) 公募の実施

公募を実施するときは、市役所、各支所前の掲示板その他必要な場所において、次に掲げる事項をあらかじめ公告し、併せて概要をホームページで公表する。

公の施設の概要（名称、所在地、建物概要等）
当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
指定の期間
利用料金制の有無
申請者の資格及び申請方法
申請に係る提出期限
選定の基準
その他市長が必要と認める事項

(2) 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

団体であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）

団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者

オ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者

(3) 申請関係書類の提出及び受理

申請関係書類 申請に当たっては、申請書その他必要書類を提出するものとする。

提出期間 申請関係書類の提出期間は、原則として公告日の翌日から起算して30日を経過した後の別に定める期間とする。

(4) 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合においては、7 - (1)を必要とせず、また、申請関係書類の提出期限は、施設所管部局が指示する期限とする。

8 指定管理者選定委員会の設置

(1) 設置

公の施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、庁内組織として指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 所掌事務

候補者の選定
選定に係る必要な事項
協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理
その他 から までに係る必要な事項

(3) 組織

選定委員会は、総務局長、行政部長、職員部長、財務部長及び総務局長が指名する職員並びに指定管理者制度を適用しようとする公の施設を所管する局の局長及び当該局の職員のうちから所管局長が指名する職員若干名をもって組織する。

会長は、総務局長をもって充てる。

会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(4) 選定基準等

選定委員会及び施設所管部局は、候補者を選定する場合には、次の各号に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。また、個々の施設における選定基準の策定等に当たって特に必要な場合は、有識者などの意見を聴くものとする。

施設の設置目的の達成
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
当該施設を運営するに当たっての効率化への取り組み
団体の当該業務に対する意欲・熱意
当該施設を運営するに当たって、安全性への十分な配慮
団体の当該施設に類似する施設における運営実績
団体の経営の安定性・継続性
団体運営における法令等の遵守状況
団体の理念・姿勢
団体の職員の育成体制
団体の環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に対する姿勢

(5) 選定結果の通知

選定結果については、申請者に通知する。

(6) 選定委員会の会議の非公開

選定委員会の会議の内容については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が公開されてしまう可能性があるため、会議そのものについては非公開とする。

9 指定管理者との協定の締結

次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結する。

なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結するものとする。

指定管理者に行わせる管理業務の範囲
指定管理者が行う管理の基準
施設の使用許可に関する基準
管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
市が支払う管理運営委託費に関する事項
利用料金に関する事項
指定管理者と市の負担区分
事業報告に関する事項
その他

10 指定管理者制度運用委員会の設置

(1) 設置

指定管理者制度の円滑な導入移行及び効果的な運用について、必要な事項を審査するため、庁内組織として指定管理者制度運用委員会を設置する。

(2) 所掌事務

指定管理者制度の導入移行についての方針決定
指定管理者制度の導入移行に係る各施設毎の調整等
その他指定管理者制度の導入移行及び運用上必要な事項の検討及び調整等

(3) 組織

助役及び職員のうちから助役が命ずる委員若干名をもって組織する。

(資料)

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

指定管理者制度導入の手順

